

# 和歌山県自治体病院開設者協議会 会則

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** この会は、和歌山県自治体病院開設者協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

**第2条** 本会は、自治体病院の使命を達成するため、必要な活動を行うことにより、住民の医療を確保し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

**第3条** 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自治体病院の運営に関し、協議、研究及び調査を行う。
- (2) 関係諸団体との連携を図る。
- (3) 関係行政機関等に対して、陳情、請願または建議を行う。
- (4) その他本会の目的を達成するため、必要な事業を行う。

(事務局)

**第4条** この会の事務局は、和歌山県町村会内に置く。

## 第2章 組織

(会員)

第5条 本会は、和歌山県内に所在する自治体病院の開設者をもって組織する。

(加入及び脱会)

第6条 本会に加入を希望する自治体病院の開設者は、その旨を書面をもって会長に申し出なければならない。  
本会より脱会を希望する場合もまた同様とする。

(会費)

第7条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

## 第3章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	1 名
理 事	若干名
監 事	2 名

2 会長、副会長、監事は、総会において選任し、理事は、自治体病院の開設者をもって充てる。

(職務)

**第9条** 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長が職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、総会より委任された事項及び総会の議決を要しない事項を議決するほか、総会の議決に基づいて会務を執行する。

4 監事は、会計を監査し、理事会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

**第10条** 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、任期満了後にあっても後任者が決定するまでの間、引き続きその職務を行う。

2 前項の役員の全部又は一部が欠けた場合において、補充選任される役員の任期は前任者の残任期間とする。

## 第4章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

**第11条** 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長がこれを委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ、参与は、本会の会議に出席し、意見を述べるができる。

## 第5章 会議

(会議の種類)

**第12条** 会議は、総会及び理事会とし、総会は、定時総会と臨時総会に分ける。

(総会付議事項)

**第13条** 総会は、この会則に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 収支予算、収支決算の承認
- (3) その他本会の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この会則に規程するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) その他本会の運営に関する重要な事項

(会議の招集)

**第14条** 会議は、会長が招集する。

(会議の開催)

**第15条** 定時総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、理事が必要と認めた時、または会員の5分の1、もしくは監事から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき、開催する。

3 理事会は、必要なとき、随時開催する。

(議長)

**第16条** 総会及び理事会の議長は、会長をもってこれに充てる。

(議決の定足数)

**第17条** 会議の議事は、出席会員又は出席役員の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

## 第6章 会計

(収入)

**第18条** 本会の収入は、会費及びその他の収入とする。

(経費の支弁)

**第19条** 本会の事業遂行に要する経費は、前条の収入をもって充てる。

(会計年度)

**第20条** 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## **第7章 職員**

**第21条** 事務局に事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長は、会長の命を受けて事務局を統轄し、その他の職員は事務に従事する。

## **第8章 補則**

**第22条** この会則の施行について、必要な事項は、会長が、理事会の議決を経て、これを定める。

**附 則**

この会則は、昭和48年5月1日から施行する。

**附 則**

この会則は、平成9年6月6日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年5月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年6月4日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年5月12日から施行する。